

「兵庫県第2次行革プラン」における公社の取組み

※「兵庫県第2次行財政構造改革推進方策〔第2次行革プラン〕」(平成23年3月)より抜粋

(5) 公社等

(社) 兵庫みどり公社

〔改革の基本方向〕

- ① 分収造林事業は、経済林・環境林・自然林の区分に応じた適正な森林管理とあわせ、経営改善の徹底に取り組む。
- ② 公社の資金調達の円滑化、借入利息の軽減を図るため、国等への支援を要請するとともに、日本政策金融公庫資金の活用など資金調達の多様化等により、県からの借入金を縮減する。
- ③ 緑の保全対策、市民農園整備など「楽農生活」を推進するほか、新規営農の促進を図る。

1 取組内容

(1) 分収造林事業

① 経済性・公益性に応じた適切な森林管理

平成20年度に区分を行った経済林（収益性の高い林）、環境林（収益性の低い林）、自然林（収益が見込めない林）について、それぞれの形態や経済性に応じた管理を引き続き実施する。事業期間が長期に及ぶことから、木材価格の動向を適切に把握し、森林の施業区分の見直しを含め、弾力的な計画の見直しを行いながら、経営改善に取り組む。

分 類	土 壤	施業方法	めざすべき森林の姿
経済林（収入総額＞経費総額）	肥沃度が高く生育は旺盛	皆伐	針広混交林化
環境林（収入総額＜経費総額） （伐採収入＞伐採・搬出経費）	肥沃度が中程度で経済林より生育は劣る	択伐	広葉樹林化
自然林（収入総額＜経費総額） （伐採収入＜伐採・搬出経費）	肥沃度が低く生育が悪い	保育のみ	高齢林化

② 分収契約変更の促進

土地所有者との、現契約にかかる分収割合の、公社：土地所有者＝6：4から8：2への契約変更を早期に実現させる。

③ 事業運営の合理化・効率化

新規借入金を抑制するため、管理費（平成18年度3億円）を概ね25%削減する。

④ 国への支援要請

分収造林事業は国が枠組みを設定して推進したものであることから、国が責任を持って抜本的な対策を講じるよう、県並びに他府県と連携した森林県連合等からの要請を行う。

ア 日本政策金融公庫資金制度の拡充

利息、人件費等管理経費の全額貸付対象化及びその借入にかかる利息負担の軽減対策と償還期間の延長

イ 県が行う経営改善対策への支援の強化

分収造林事業の特殊性を考慮した転貸賃の許可要件等の見直しや公社への無利子貸付や利子補給等への支援に対する特別交付税措置の継続等

⑤ 資金調達の多様化

ア 日本政策金融公庫資金等の活用

公庫資金活用による公社の金利負担や損失補償契約締結による財政指標への影響を踏まえつつ、転貸賃の活用等も含め総合的に有利な方策を検討する。

イ 県の支援

(ア) 市中金融機関からの資金調達が困難となっている状況を勘案し、利払資金の無利子貸付や年度越え資金（いわゆるオーバーナイト資金）に対する損失補償契約締結の検討も含めて、県において資金調達に対する支援を行う。

(イ) 貸付に当たっては、経済林、環境林、自然林のそれぞれの条件を踏まえて、経済林は原則有利子、環境林及び自然林は無利子とする。

⑥ 長期収支見通し

現契約終了時点（平成90年度）における収支見通しは対策前の△670億円から次のとおり改善される。

【条件１】公庫資金を活用するものの、償還時期（20年後）に再度の借り換えができない場合

○長期収支見通し

（単位：億円）

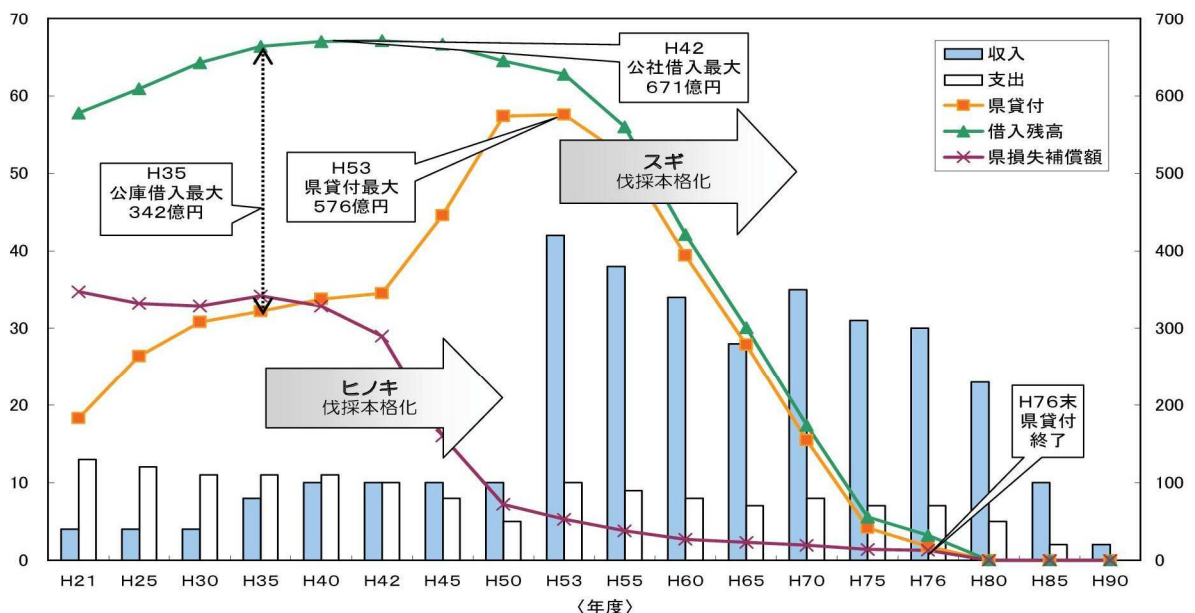
項 目	効果額	説明(前提条件等)
長期収支見通し(対策前)	△670	契約期間終了時点における借入金残高
①施業体系の見直し	+170	皆伐・再造林面積の見直し（約 17 千 ha→約 12 千 ha）等
②事業運営の合理化・効率化	+100	組織・人員見直し（人員削減等）、 管理経費削減（事務費削減等）
③国への支援要請	+93	造林補助事業の確保（小面積皆伐の国庫補助対象化等）
④日本政策金融公庫資金の活用	△58	活用による利子負担増 ・活用額(累計)4,650 億円(経済林・環境林・自然林) ・利 率 2.0%(県貸付利率 0 又は 1.875%) ・借入期間 20 年
⑤県による貸付 〔日本政策金融公庫資金の対象 とならない経費に対し貸付〕	+377	・環境林・自然林の管理経費に対する無利子貸付 +199 （市中金利 1.875%の負担軽減） ・経済林の管理経費に対する貸付 +155 （利払いを精算時まで猶予することによる負担軽減） ・公庫資金活用に伴う利息相当額に対する無利子貸付 +23 （県貸付利息 1.875%の負担軽減）
見直し後の長期収支見通し	+12	

※償還時期（20 年後）に再度の借り換えができないため、その時期に県が貸付を行う。

○借入金残高等の推移（H21～H90）

億円〈収支〉

億円〈借入金残高・県貸付〉



【条件2】公庫資金を活用し、国要望の結果償還時期に再度借換(20年間)が可能となった場合

現行の公庫制度によれば条件1の収支及び推移見込であるが、今後、国に対して公庫資金の償還期間の延長又は再借換の制度化を強く要望していく。

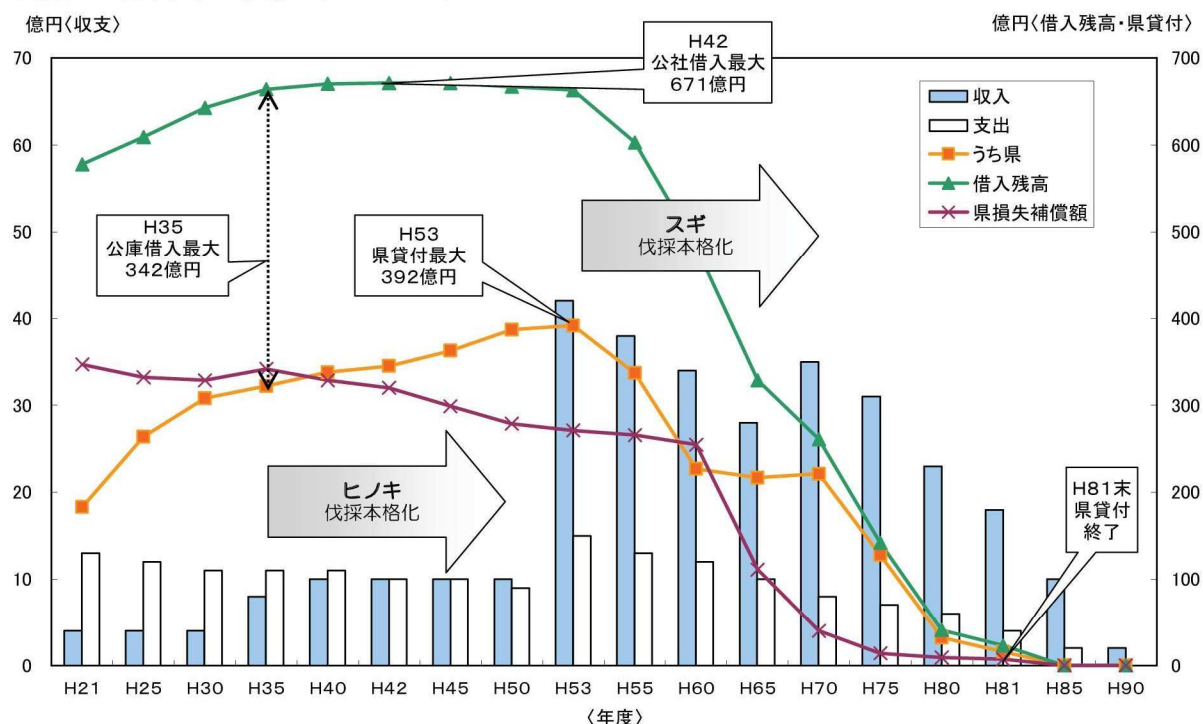
○長期収支見通し(要望が実現した場合)

(単位:億円)

項目		効果額	説明(前提条件等)
長期収支見通し(対策前)		△670	契約期間終了時点における借入金残高
対策(効果額)	①施業体系の見直し	+170	皆伐・再造林面積の見直し(約17千ha→約12千ha)等
	②事業運営の合理化・効率化	+100	組織・人員見直し(人員削減等)、管理経費削減(事務費削減等)
	③国への支援要請	+93	造林補助事業の確保(小面積皆伐の国庫補助対象化等)
	④日本政策金融公庫資金(再借換を含む)の活用	△121	活用による利子負担増 ・活用額(累計)9,200億円(経済林・環境林・自然林) ・利率2.0%(県貸付利率0又は1.875%) ・借入期間(借換含む)40年
	⑤県による貸付 (日本政策金融公庫資金の対象とならない経費に対し貸付)	+428	・環境林・自然林の管理経費に対する無利子貸付+199(市中金利1.875%の負担軽減) ・経済林の管理経費に対する貸付+202 〔利率1.875%を1%に軽減することによる負担軽減+47 利払いを精算時まで猶予することによる負担軽減+155〕 ・公庫資金活用に伴う利息相当額に対する無利子貸付+27(県貸付利息1.875%の負担軽減)
見直し後の長期収支見通し		±0	

※上記のほか、転貸債の活用等も含め公社及び県の負担の少ない資金調達方法を採用する。

○借入金残高等の推移(H21~H90)



(2) 緑の保全対策の推進

森林が持つ多面的な公益的機能をより一層発揮させるため、「災害に強い森づくり」「新ひょうごの森づくり」など県施策の実行機関として、緑の保全対策推進の中心的な役割を

担っていく。

(3) 新規営農の促進

農地保有合理化制度を活用し、新たに企業に対する貸付も含めた新規営農の促進を図る。

(4) 「楽農生活」の推進

① 兵庫楽農生活センターの運営

「楽農生活」の体験や実践ができる拠点施設として、引き続き、公社が効率的な施設運営を行う。

② 市民農園の積極的な推進

兵庫楽農生活センターにおける情報提供の充実並びに遊休農地等を活用した市民農園の整備促進により、生きがい農業等の推進を図る。

(5) 氷上工業団地の分譲促進

近隣府県や地元市等と連携した企業誘致活動の強化と各種媒体を通じた情報提供により、早期の企業誘致を進め、借入金の縮減を図る。

(6) 短期経営目標の設定による経営改善への取り組み

人員体制の見直しや管理費の見直しを継続することにより単年度収支黒字を確保することとし、平成30年度までの経営改善計画に沿った経営改善に取り組む。あわせて、職員一人ひとりに経営目標を周知徹底する。

(収支見通し)

(単位：百万円)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収 益	2,416	2,558	2,996	3,058	3,053	3,062	3,043	3,021	3,031	3,062	3,045
費 用	2,411	2,496	2,990	3,051	3,047	3,055	3,037	3,014	3,025	3,052	3,034
当期収支	5	62	6	7	6	7	6	7	6	10	11

(7) 公益法人制度改革への対応

平成25年11月までに公益社団法人へ移行する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

分収造林事業の運営の合理化や県委託事業の効率化等により、県派遣職員等及び県支出額の縮減を図る。

(1) 県派遣職員等の見直し

- ① 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減
- ② プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減
- ③ 県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	32 人	17 人(△46.9%)	約50%削減
プロパー職員	56 人	47 人(△16.1%)	約30%削減
小 計	88 人	64 人(△27.3%)	(約40%削減)
県OB職員の活用	4 人	7 人(+75.0%)	(県派遣の約10%をOB化)
計	92 人	71 人(△22.8%)	(約30%削減)

(2) 県支出額の見直し（見込み）

(単位：百万円)

区 分	H19 年度 (うち一般財源)	H23 年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30 年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	1,340 (862)	572 (119)	△57.3% (△86.2%)	1,400 (200)	△32.7% (△83.2%)	200 (100)
補 助 金	740 (327)	673 (116)	△ 9.1% (△64.5%)			
基金充当額	679	219	△67.7%			
計	2,759 (1,189)	1,464 (235)	△46.9% (△80.2%)	2,100 (200)	△23.9% (△83.2%)	